

## 薬局における薬剤交付支援事業について（予告）

報告書の様式及び報告方法等については決定され次第ご連絡しますが、事業の概要は以下のとおりとなる見通しですから、円滑に実施するため事前にお知らせします。

### 1 事業の概要

薬局（非会員薬局を含む。）において4月2日事務連絡及び4月10日事務連絡に基づき電話等による服薬指導等を行い、患者宅等に薬剤を配送又は薬局の従事者が患者宅等に薬剤を届けた場合、次の費用が補助されることになりました。

なお、本事業は、対応期間内の検証にも用いることとされているため、電話による服薬指導及び薬剤の配送を行ったケース（CoV自宅、CoV宿泊、0410対応）については、県薬へ補助金請求を行わないものも含めて報告をお願いします。

### 2 補助額

処方箋	配送方法	県薬への請求額	患者負担(注)
CoV自宅	薬局の従事者	300円	0円
CoV宿泊	配送業者	配送料全額	
0410対応	薬局の従事者	100円	200円
	配送業者	配送料－200円	

(注) 患者負担分は、薬局が患者から徴収してください。

※配送方法は、患者が希望する薬局に対して依頼することを踏まえ、また予算には限りがあることから、薬局の従事者が直接届けることを基本とし、それが困難な場合に限り、配送業者の使用（可能な限り安価な方法）を検討してください。

### 3 請求に係る手続

薬剤の配送等を行った薬局においては、月ごとの配送等に要した費用等を翌月15日までに岐阜県薬剤師会事務局に報告してください。

本事業の支援の対象となるのは令和2年4月30日以降のものですが、4月30日分は5月報告分に記載してください。

処方箋の写し、配送方法、配送料の金額がわかるもの等を薬局において資料として保存しておいてください。

なお、電話による服薬指導及び薬剤の配送を行ったケース（CoV自宅、CoV宿泊、0410対応）については、県薬へ補助金請求を行わないものも含めて報告をお願いします。

報告様式はエクセル様式を予定しています。

### 4 実施期間（補助対象となる期間）

令和2年4月30日から令和3年2月末日分まで（実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了となります。）

### 5 留意点、報告書様式見本

報告書の様式及び報告方法等については決定され次第ご連絡します。